

備考

- 1 申告者は、設計者が法人の従業員である場合は、当該法人とし、その他の場合は、設計者自身とする。
- 2 申告者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 2欄及び4欄については、それぞれ当該申告事項を証する書類を添付すること。
- 4 5欄については、市長が必要と認めるときには、当該申告事項を証する書類を添付すること。